名大ねっと

# 「独法化」問題特集号

２０００・１１・９，No.２７－５
編集・発行：名大職組中央執行委員会
連絡先：　4913（内線・FAX兼用）

**名大職組中央執行委員会は、「名古屋大学の法人化と大学運営について(案)」について下記の「要望」を名大のホームページ経由で送りました。名大のホームページでは個人の意見も述べることができます。どしどし意見を出していきましょう。**

２０００年11月７日

名古屋大学
　組織改革検討委員会　御中

名古屋大学職員組合
中央執行委員会委員長
杉浦　　一孝

## 「名古屋大学の法人化と大学運営について(案)」に関する要望

名古屋大学の組織改革のために、日夜ご検討を進められていることに敬意を表します。

さて、名古屋大学職員組合は、これまで、行財政改革の一環である通則法に基づく独立行政法人化に反対し、また、いかなる国策に基づく法人化についても断固反対してきました。ここ数ヶ月の間に法人化問題が急展開し、名古屋大学においても組織改革検討委員会で法人化と大学運営問題についての検討が開始され、本年９月に「名古屋大学の法人化と大学運営について(案)」（以下「(案)」という。）が公表されました。そこで、名大職組では、プロジェクト・チームをつくり、この「(案)」の検討を開始しました。これまでの検討会でも、少なからぬ疑問点、意見、要望等が出されています。名大職組中央執行委員会は、これまでに組合員から出されている疑問点等をふまえながら、下記のように現時点での意見をまとめましたので、ご検討のほどお願い申し上げます。

なお、名大職組では、「(案)」を引き続き検討し、意見を整理したつど、貴委員会に要望書として提出する意向であることを申し添えておきます。

記

### 一、「(案)」全体に対する意見

この案は名古屋大学学術憲章の精神に則って検討されたとありますが、検

討結果が基本的に独立行政法人通則法の枠内にとどまり、名古屋大学学術憲章に掲げられた名古屋大学としての理念、国立大学の使命、大学の自主性、自律性および国際性、学問の自由等の本質的な事柄、すなわち、「法人化後の名古屋大学のあるべき姿」が十分検討されていないのではないかと考えざるをえません。また、アカデミックプランを生かした改革を進めるとありますが、検討結果の結論のみが書かれ、内容についての説明が不足しているため、その解釈に苦しみます。例えば、アカデミックプランに基づく高等研究院および教学院の創設は教育研究の合理化と効率化を極度に追求したもので一長一短があり、見方によれば、独立行政法人通則法を先取りした対応策として捉えることができます。

## 二、「(案)」の個別項目に対する疑問点または意見

### １．運営機構について

（１）「法人化によって、大学の政府からの独立性は高くなり、財務、組織改組、教職員の処遇などの面において、大学の判断で実施に移すことができる範囲は、現在の国立大学よりは大きくなると考えられる」とありますが、本当にそうなるのでしょうか。根拠に乏しいと考えられます。このようにならない例として財務問題が考えられますが、以下の「５．財務について」の(3)で詳述します。そもそも法人化は、当然に自由の拡大をもたらすというわけではなく、その具体的な制度設計のいかんによっては自由を制約することにもなるということに留意すべきです。この点の検討は不可欠です。

（２）大学の審議機関等のところで、評議会、部局長会および運営会議の位置づけがなされていますが、これらの機関の相互関係はどのようになっているのでしょうか。運営会議は、「大学の意思決定の機動性、責任制を高めるため、総長の補佐機関」として設置するとのことですが、名古屋大学における実質的な最高決定機関になりかねないと危惧いたします。これにともない、評議会の権限が弱まって、評議会が単なる承認機関に格下げされるのではないでしょうか。また、従来培われてきた部局の自治に基づく部局の意思が全学の重要事項の審議に反映されないのではないかという懸念も生じます。全学的な執行機能の充実は確かに必要ですが、どこかでチェック機能が働くようにする必要があります。

（３）副総長のところで、財務全般を担当する者を1名追加するとあります。しかし、現在、名古屋大学内には財務を担当できる者はまったくいないと考えられますが、学外の専門家に担当してもらうのでしょうか。

（４）総長補佐の具体的な職務内容はいったい何でしょうか。

### ２．人事について

（１）総長の選出方法が検討され、結果的に、「従前の方法では大学運営においてリーダーシップを発揮できる人が選ばれ難いという意見」等を肯定してい

ますが、従前の方法である全構成員の自治の精神に基づく選出方法を否定しているのでしょうか。明らかにすべきであると考えます。「リーダーシップの発揮」を口実に、学内の世論を無視し、しかし学外の圧力に屈して、全学的な検討と適切な執行が行えないなど、まさに名古屋大学の総長としてふさわしくない人物を総長に選出しかねない方法には断固反対です。
（２）教官人事について、総長および部局長に「特定の教育研究上の目的を達成するために、教官人事において、主導権を発揮できる仕組みを与えることを検討する」とありますが、具体的にどのような仕組みを考えているのでしょうか。その仕組みの内容のいかんによっては、国内外や学内外の教育研究情勢も把握・考慮されずに、恣意的な人事が進められることにもなりかねません。これで学問の自由は守られるのでしょうか。どこかでチェック機能が働くようにする必要があります。
（３）事務職員をはじめとする一般職員の名古屋大学における役割を明確にし、その役割を果たすことのできる各種職員をどのように育てていくのか等の系統的な人事政策を検討する必要があります。「(案)」を検討された時、この問題はどのように考えられていたのでしょうか。
（４）定員削減が継続されている昨今では、大多数の定員外職員が教育研究基盤の重要な役割を担っており、名古屋大学の運営にもはやなくてはならない存在になっていることは明白な事実です。定員外職員の名古屋大学における役割を明確にすべきです。この問題も、「(案)」を検討された時、どのように考えられていたのでしょうか。

３．中期目標・中期計画について
（１）主務大臣による中期目標・中期計画の策定・認可は通則法の根幹であります。「(案)」では、中期目標・中期計画について「文部科学大臣と協議して合意を得ることが求められる」となっており、表現上は通則法と異なっています。しかし、もし合意が得られなかったらどのようになるのでしょうか。名古屋大学学術憲章の精神を最後まで貫きながら、文部科学大臣を説得するという決意のもとで、このような協議合意方式を採用したのでしょうか。この協議合意方式も、名古屋大学の姿勢のいかんによっては、通則法に定める「認可」と事実上同じ機能を果たすことになりかねません。
（２）概算要求との関係はどのようになるのでしょうか。

４．評価について
　学位授与機構との関係はどのようになっているのでしょうか。「(案)」のなかの「第３者評価機関」がそれにあたるのでしょうか。

５．財務について
（１）「会計は企業会計原則に従う」とありますが、大学へ企業会計原則を導

入することは実質的に不可能であると考えられます。例えば、明確に定義できない教育研究活動に対し、どのような法人会計基準を定めて各年度ごとの利益と損益を計算するのでしょうか。

（２）部局への予算配分のところで、「共通の基盤経費の外に、評価を反映した傾斜配分予算を検討することが求められる」とありますが、基盤経費の増額こそが必要であり、評価を反映した傾斜配分を行うことの趣旨が不明確です。例えば、研究についていえば、当初はまったく取るに足らない研究成果であると評価されていたものが、10年、20年、100年先には科学の発展の基盤となっている場合が多々みられます。これらは、どれだけ厳正に研究成果を評価できるのか、評価できる人材がいるのかという疑問を投げかけているのです。

（３）「中期計画終了時の剰余金」は大学内に留保することが可能となり、これらを有効に活用できる仕組みを検討することが必要であると書かれています。例えば、今年度の中期計画において剰余金が出たとします。通則法を直接適用される場合でなくても、名古屋大学の「運営のために基本的に必要な人件費、経費並びに私設整備のための費用」が「国によって支弁され」、しかも、従前のように貧困な大学予算が続く一方、あらたに大学運営の効率の向上が厳しく求められる限り、次年度の中期計画ではその剰余金に相当する金額は、当然減額されるのではないでしょうか。このような点についてどのように考えられているのでしょうか。

## 三、　その他

「(案)」では、次のような課題についても触れていませんが、貴委員会では検討されているのでしょうか。もしまだ検討していないということであれば、ぜひご検討のほどお願いいたします。

（１）法人化と任期制との関係

（２）法人化と定員削減との関係。法人化後の定員削減の継続の有無

（３）教職員の身分の明確化と身分保障

（４）事務機構の明確化

（５）学生・大学院生の位置づけ

現在、ホームページを通して意見、要望等が提出できるようになっておりますが、提出された意見、要望等がどのように名古屋大学組織改革検討委員会等で検討され、そしてどのような検討結果となったかを公表すべきであると考えます。また、提出された意見、要望等をホームページ上で名古屋大学の全構成員が閲覧できるようにすることも必要です。名大職組中央執行委員会は、貴委員会に対し、この二点の実現にむけて必要な措置を講じられるよう強く要望いたします。

以　上